

輸血を希望されない患者・家族のみなさまへ

まるがめ医療センター病院長

### 輸血に関するまるがめ医療センターの方針

1. 宗教上の理由等により輸血を拒否する信念は、人格権を構成する信教の自由に基づく権利であることを理解し、尊重します。
2. 不必要な輸血はいたしません。しかしながら、生命を救うため輸血が必要である場合、その必要性と輸血を行わない場合の危険性等を充分ご説明いたします。
3. 輸血に同意いただけない場合は、「輸血謝絶と免責に関する証書」を提出していただきます。
4. あらかじめ輸血が避けられないと判断されるにもかかわらず、輸血の同意をいただけない場合、当院での治療は困難です。
5. 当院は、「いかなる場合でも輸血をしない」という「絶対的無輸血」には原則同意いたしません。
6. 成人が宗教上の理由に該当せず（非信者）である場合、その親族が宗教上の理由で当事者への輸血を拒否する場合、当院は憲法第13条自己決定の権利、幸福追求権を尊重し擁護する立場で対応し、親族による輸血拒否は必ずしも同意できるものではありません。
7. 大出血による救急搬入時、加害者の存在する事故等による出血、未成年者、意識のない場合などで、救命のため医学的に輸血が必要であると複数の医師によって判断されたときは、医師の良心に基づき、患者・家族のみなさまの同意が得られずとも輸血を行います。

以上